

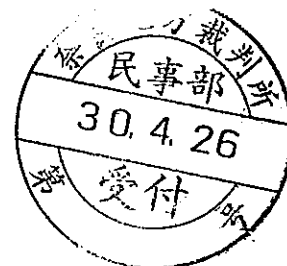
平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被告 日本放送協会



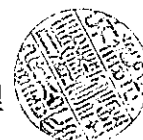
原告準備書面(十二)

2018年4月26日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤真理



弁護士 白井啓太郎



弁護士 安藤昌司



弁護士 辰巳創史



弁護士 星雄介



弁護士 阪口徳雄



弁護士 山下悠太



原告宮内正厳、原告溝川悠介訴訟代理人

弁護士 今治周平



被告による放送法等違反の放送

原告らは、これまで、被告NHKによる放送法第4条及び国内番組基準に違反する放送の事例を、訴状や原告準備書面において指摘してきたが、それにもかかわらず、被告の放送法第4条等に違反する放送は続けられており、受信契約者であり、かつ視聴者である原告らは、被告の放送による精神的苦痛を継続的に受けている状況にある。

本準備書面では、平成29年10月22日に投開票がなされた衆議院議員総選挙（以下「総選挙」という。）について、被告NHKが放送法第4条等に違反して、政権与党に配慮した不公正な放送を行ってきたことを明らかにする。

1 被告NHKによる報道状況

(1) 放送関係者や市民により構成される「放送を語る会」は、衆議院解散当日（平成29年9月28日、以下、年の記載がない場合は、平成29年である。）から投票日翌日（10月23日）までの間、主要なテレビニュース番組をモニターし、その内容を検証した（甲第79号証）。

これによると、被告による総選挙の報道は、次のようなものであった。

(2) 被告NHKの番組「ニュース7」について

解散日である9月28日以外は、各党党首の演説や主張の項目的羅列がほとんどであった。記者や学識者による解説はほとんど放送されなかった（甲79、P4）。

また、各党党首の主張などでの時間配分は、従来通りの議席数に応じて配分する方法をとった（甲79、P16）。

(3) 被告NHKの番組「ニュースウォッチ9」について

ア 番組の内容を示すタイトルは、次の通りであった。

9月25日「希望の党結成」

10月2日「希望・小池“過半数の候補者擁立を”」「民進・枝野氏新党

結成表明」 「NHKの世論調査」

10月3日「希望190人超の一次公認」 「立憲民主党設立届提出」 「都民ファーストの会都議2人離党の意向」

10月4日「希望第二次公認発表」 「亀井静香議員政界引退へ」

10月9日「過半数めぐり激しい選挙戦へ」

イ 以上のタイトルから明らかなように、ニュースウォッチ9は、希望の党の動向を中心に報道した。政策的争点を視聴者に示すことなく、政党の結成、分裂といった、「政争の報道」に終始したのである。

各党の政策について報道する場合も、「ニュース7」同様、各党の公約の羅列的介绍をするに過ぎなかった（甲79、P5）。

ウ 10月10日、政治部原聖樹記者による解説がなされたが、政権の政策・政治姿勢への批判的解説は一切なされなかった。

エ 9月28日、山口太一政治部長が解説をし、「小池の動きは自民党の幹部も予想していなかった。これからは安倍、小池の対立が軸となっていく」と述べた。

オ 10月4日、各党の動き総合計7分30秒のうち、自民党2分45秒、希望関連2分40秒、その他の党はそれぞれ20秒ないし40秒程度しか放送されなかった。

2 評価

(1) 前記1(3)エの、山口政治部長の発言は極めて問題である。

すなわち、総選挙の構図が、あたかも「自民党と希望の党の戦い」であるかのような、特定の偏った視点を示すものであり、かつ、安保法制や原発問題をはじめとする多数の重要な政策論争から主権者である視聴者の関心を逸らすものであった。いわば、民主制の過程に対し、積極的に不当な影響を与えるおそれのあるものであったといえる。

(2) 前記1 (2) 1 (3) オのように、時間配分を議席数に応じて行う方法は、一見、公平に思えるが、実際には、現に多数派を占めている政権与党に有利な方法である。

すなわち、現に多数派を占めている政党に、多くの放送時間が割り当てられ、当該政党は、その政策をより多く視聴者（国民）に訴えることができ、投票行動により多くの影響を与えることができるのである。

他方、少数政党は、放送時間をより少なくしか割り当てられず、その結果、公約や政策を理解される機会を失うこととなる。

このような方法は、それ以外の方法による是正措置がとられない限り、放送法第4条1項2号「政治的に公平であること」、4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に反するものである。

(3) さらに、被告NHKの選挙報道は、政権に対する批判をほとんどせず、政権批判をできる限り避けようという態度が顕著である（前記1 (2)、(3) イ、ウなど）。

このことは、民放の報道と対比すると明らかである。

例えば、10月11日のテレビ朝日「報道ステーション」において、富川悠太キャスターが安倍首相に対し、次のように質問している。

「そもそも、今回の選挙は、野党が求めていた臨時国会で森友・加計問題が議論されずに、冒頭解散するということで始まった。世論調査では、国民の7割がこの状況に納得がいかないと回答している。安倍総理は2週間前にこのスタジオに来ていただいた時に、今回の選挙戦の中でも、丁寧な説明をするということだったが、公示前の街頭演説を聞いている限り、森友・加計問題には一言も触れていない。如何ですか」（甲79、P14）

また、TBS「NEWS23」においても、星浩キャスター、雨宮塔子キャスター、駒田健吾アナウンサーが安倍首相に対し、「自分の有利な局面に

解散をしようという、いろいろ狙いを定めているわけなんでしょう。」などと、批判的な質問をしている（甲 79、P 14）。

被告NHKは、このような政権与党に対する批判的な質問などは一切していない。

このような被告NHKの放送は、放送法第4条1項2号、4号及び自ら定めた国内番組基準に反するものである。

念のために付言すると、原告らは、やみくもに政権を批判せよと主張しているのではない。政権与党の主張を、無批判に垂れ流すことを止めよと主張しているに過ぎない。ある政策に対し、批判的視点がなければ、仮にその政策に問題点があったとしても、一般の視聴者は気づくことができず、安易に受け入れてしまうおそれがあるのである。

被告には、唯一の公共放送機関として、政権与党に対する批判的視点を保持し、場合によっては政権与党に対する批判的報道をする義務があるといえるのである。

(3) そもそも、平成29年総選挙は、森友・加計問題から国民の関心を逸らすための選挙であるという批判がなされていた。

したがって、被告NHKとしては、そのような批判的な観点からの報道も当然なすべきであった。

しかるに、解散後は、被告NHKは森友・加計問題に関して一切報じておらず、本件総選挙の目的が前記の森友・加計問題から国民の関心を逸らすためであったとすると、政権与党はその目的にまさに成功したこととなり、一切報じなかったNHKは、政権与党の目的・意図に加担したものと評価できる。

3 小括

これまでも同様のことを指摘したところであるが、NHKの報道姿勢は、政府や政権与党に不利な事実はできる限り報道しないというものであり、放送法

第4条1項2号「政治的に公平であること。」及び3号「報道は事実をまげないですること。」に反するものである。

選挙報道は、主権者たる国民が行う最も重要な意思表示である投票行動に対して直接的に影響を与えうるものであり、政権与党の意向を「忖度」することなく、民主主義の原則に則って、国民の知る権利に応えるべきものでなければならぬ。

したがって、選挙報道においては、放送法第4条等を順守することがより一層厳しく求められるところである。

しかしながら、上記に述べたNHKの選挙報道は、「政権への批判はしない」「政権にダメージになるようなことは報道しない」という姿勢に貫かれており、到底公共放送にふさわしい内容であるとはいえず、放送法第4条等に違反したものであることは明らかである。

以上